社会福祉協議会職員の不祥事に関する報告 その1

本件の公表から2か月以上が経過した中、再発防止に向けた実効性のある取り組みを まとめました。

職員一同、信頼回復に向けて、より一層の社会福祉の向上に取り組んで参りますことを 申し添えます。

- ○当該不祥事を踏まえての対応 (再発防止策)
 - (1) 本会経理規程を遵守する
 - (2) 通帳及び印鑑の管理を徹底する
 - (3) 入出金をできる限り口座振替で行う
 - (4) 監査書類等は、専門知識を有する者の審査を受ける(外部監査の導入)
 - (5) コンプライアンスに関する研修の実施
 - (6) 職員の規範意識向上の徹底
 - (7)情報公開の徹底
 - (8) 公金月例調書の提出
- ○損害の回収
 - ・本人に全額弁済を求めていく
- ○処分
 - ・ 当該職員を平成27年10月7日付で懲戒解雇処分
 - ・関係者の処分は今後行う
- ○刑事告訴
 - ・準備中です
- ※ 今後も本件に関する報告及び対応については、本会ホームページに随時掲載いたします。